

令和3年度一般会計補正予算の専決処分について

令和3年4月2日
京都府総務部財政課
(075-414-4410)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記のとおり令和3年度一般会計補正予算を専決処分したのでお知らせします。

1. 専決処分の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費 10,604百万円
営業時間短縮要請に協力いただいた事業者に対する感染拡大防止協力金の支給

<事業内容>

対象地域	京都市、山城広域振興局管内(乙訓2市1町、山城5市6町1村)
対象期間	4月5日(月)から4月21日(水) 17日間
対象施設	飲食店、喫茶店及び遊興施設(バー・カラオケ等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗)等
要請内容	午前5時～午後9時の間の営業を要請 (ただし、酒類の提供は午前11時～午後8時30分)
協力金額	4万円/日

【(1) 担当課 産業労働総務課企画調整係 電話 075-414-4819】

- (2) 高齢者施設従事者等集中検査事業費 220百万円
高齢・障害者施設の従事者等に対し、集中的にPCR検査を実施

<事業内容>

対象施設	府内(京都市除く)の高齢者入所施設及び障害者・児入所施設
検査方法	PCR検査
実施期間	令和3年4月下旬から6月30日まで

【(2) 担当課 高齢者支援課事業所・福祉サービス係 電話 075-414-4574】

- (3) ひとり親家庭等生活支援特別給付金 91百万円
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、生活の支援を行う観点から生活支援特別給付金を支給

<事業内容>

対象者	児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親家庭 ※府は町村分の対象者について支給
給付額	児童一人当たり5万円

【(3) 担当課 家庭支援課ひとり親家庭支援係 電話 075-414-4584】

2. 専決処分日 令和3年4月2日(金)

3. 専決処分額 10,915百万円

(専決処分後令和3年度予算額 1,054,274百万円)